

千葉県ボランティア養成事業テキスト

令和6年3月

千葉県教育庁 教育振興部生涯学習課

目次

はじめに	1
1. 青少年教育	
(1) 青少年教育とは	2
(2) 青少年教育に求められる役割	5
(3) 青少年の課題への対応	6
(4) 体験活動の推進	7
(5) 体験活動の意義	10
2 ボランティア活動の意義	
(1) ボランティア活動をするうえでの心構え	16
(2) ボランティアの意義	17
(3) 指導のポイント	19
(4) ボランティア活動を終えて	26
3 千葉県立青少年教育施設の現状と今後の取組	
(1) 県立青少年教育施設の整備状況	27
(2) 県立青少年教育施設の課題	28
(3) 県立青少年教育施設の今後の取組	36
4 千葉県立青少年教育施設ボランティア登録制度の仕組み	
(1) 共通カリキュラム	38
(2) 制度の概要と登録の流れ	40
(3) 登録申請について	41
(4) ボランティア登録証	43
おわりに	44
参考文献・ホームページ等	45

はじめに

千葉県教育委員会では、2020（令和2年）年に定めた第3期教育振興基本計画において、基本目標「ちばの教育の力で、家庭と地域の絆を深め、全ての人活躍できる環境を整える」の中で、「生涯学習の成果を生かし社会に貢献できる仕組みづくり」を掲げており、「社会の課題に取り組むボランティア活動等の推進」に取り組んでいくこととしております。

県内には、「体験活動の拠点」として、豊かな自然を生かした自然体験や宿泊体験など様々な体験プログラムを安全な環境の中で実践できる県立青少年教育施設を設置しています。

これまでも各施設で、体験活動のボランティア育成に取り組んでまいりましたが、社会のニーズに対応したボランティアの育成には、更なる取り組みが必要と考えます。

そこで、県教育委員会では、これまでのボランティア育成の取組を見直し、県立青少年教育施設で共通した内容のボランティア養成講座を実施し、ボランティアを希望する方々の知識・技能の向上を図ります。

さらに、受講後は、各施設で活動を行うとともに、他の施設でもボランティア活動が行えるよう「千葉県立青少年教育施設ボランティア登録制度」を導入します。

今後も、各施設の特徴を活かし、ボランティアの方々が主体的かつ継続的に活動できるよう県立青少年教育施設の充実を図り、未来の指導者となる青少年の育成に繋げてまいりたいと考えております。

1 青少年教育

(1) 青少年教育とは

教育とは何かと問われると、これまでの経験から小学校や中学校等で教員が児童・生徒に授業をしている教室の風景を浮かべる人が多いのではないかと。

また、現代社会で社会問題となっているいじめや不登校問題などについて「学校」に焦点をあててメディアで取り上げられることも多い。

そのため、「教育」という言葉から学校で行われている「学校教育」を連想する人が多くなっているのではないかと考えられる。

「教育」＝「学校教育」

○教育は3つに分類できる

教育に関しては上記に示した「教育＝学校教育」のイメージが強いが、本当に「教育」は学校で行われている「学校教育」だけなのだろうか。

家庭での読やスポーツ少年団の活動等は教育に該当しないのだろうか。

実は「教育」は学校で行われている教育、学校外で行われている教育があり、教育は一般的に学校で行われている「学校教育」、学校外で行われている「家庭教育」、
「社会教育」の3つに分類するとされている。

「教育」・・・「学校教育」「家庭教育」「社会教育」

○社会教育とは

この3つの教育の中では「学校教育」はもちろん、「家庭教育」もなじみがあり、身近に感じる人が多いのではないかと。

一方「社会教育」については認知度が低く、どのような教育なのだろうと感じてしまう人も多いのではないかと考える。

そこで、社会教育について着目してみると、

一般的に「社会教育」とは、学校や家庭以外の場所で、広く社会の中で行われ

る教育のこととされている。「学校」や「家庭」に限定されず広く社会で行われている教育なので、これまで社会教育を経験している人は多いはずである。

そこで、社会教育の具体例を挙げてみると、体験活動の拠点である青少年自然の家等の青少年教育施設や公民館等での講座、スポーツ少年団での活動等がこれにあたり、大半の人は経験している教育である。

○教育の関係性

教育を理解するにあたり、教育の関係性を認識しておくことが重要である。

教育は【教える者】と【学ぶ者】による関係で成り立っている。

一般的に

「学校教育」では、「教師」（教える者）と「児童・生徒」（学ぶ者）

「家庭教育」では、「保護者」（教える者）と「子ども」（学ぶ者）

の関係である。（逆の関係も成り立つ）これはイメージしやすく身近に感じるのではないか。

では、「社会教育」の場合を考えると、

- ・青少年教育施設で開催されている講座の場合

「青少年教育施設の職員」（教える者）と「受講者」（学ぶ者）、

- ・スポーツ少年団の活動の場合

「監督・コーチ」（教える者）と「子ども」（学ぶ者）

の関係となり、学校教育や家庭教育と比べると**社会教育**は様々な年齢の方々が「教える者」又は「学ぶ者」となり**対象年齢の範囲が広がる教育**であることがわかる。

つまり社会教育は、子どもから大人まで幅広い年代を対象とした教育である。

○青少年教育は社会教育の一部

では、本題である「青少年教育」とはどのような教育なのかについてだが、まず「青少年教育」の目的は、一般的に青少年に対する総合的な人間形成であり、学校及び家庭以外の場所で行われる教育とされている。

これまで述べた3つの分類「学校教育」「家庭教育」「社会教育」のうち、この青少年教育に該当するのは、「社会教育」である。

「社会教育」の対象は子どもから大人まで幅広い年齢を対象としているので、内容は社会教育で対象年齢を青少年（0歳～18歳に達するまで）としている教育、つまり青少年教育とは社会教育の一部である。

「青少年教育」＝「社会教育」（対象年齢青少年（0歳～18歳に達するまで））

○青少年教育は注目されている

現代社会における青少年の育成のために、この「青少年教育」は大変注目されている教育である。

青少年の豊かな成長を実現していくためには、学校、家庭以外の場で行われている「青少年教育」の充実が必要であり、学校や家庭との連携・協力をしながら青少年の育成を担っていくことが重要とされている。

(2) 青少年教育に求められる役割

青少年の実態について注目すると、都市化や核家族化・少子化等の進展や高度な情報化・グローバル化等の社会の変化に伴い、青少年を取り巻く環境も大きく影響を受けており、様々な青少年に関する課題等が生じてきている。

○青少年の課題とその要因

青少年の課題として、青少年の問題行動、特に周囲と適切な人間関係をうまく作れない、集団生活に適応できない青少年の増加やいじめの陰湿化に代表される規範意識の低下、物事に創意をもって取り組む意欲の欠如「キレル」等が挙げられる。

この青少年の課題の要因としては以下の4点が考えられる。

ア 自然や地域社会と深く関わる機会の減少

体験活動では5感（「視覚」「聴覚」「味覚」「嗅覚」「触覚」）を働かせ、物事を感覚的にとらえることが大きな意味をもつ。自然体験はこうした感覚を総動員し、感性を最大限伸ばす可能性があるが、都市化の進展等とともにどんどん減っている。

イ 集団活動の不足（「集団」から「個＝孤」へ）

集団内の様々な人間関係の摩擦や集団で行動することで得られる独特の成就感・達成感等を通じて、集団を維持するために自らを律する精神や集団活動の意義を学び、社会性を徐々に体得していくものであるが、社会の変化により集団活動の機会は減ってきている。

ウ 物事を探索し、吟味する機会の減少

インターネットやSNSの時代にあっては、情報を得ることが以前より非常に容易になるとともに、子どもが膨大な量の情報に晒されており、情報の取捨選択が困難で、子どもが一つの物事に集中して考えたり、あれこれ思いをめぐらせる機会が減っている。

エ 地域や家庭の教育力の低下

核家族化や共働き世帯の増加などの社会環境の変化に伴い、地域コミュニティが衰退するとともに、家庭の教育力の低下が指摘されている。本来は地域や家庭において育まれるべきしつけや基本的な倫理観・社会性の育成などが十分なされていないことがあるとされている。

(3) 青少年の課題への対応

○青少年教育の特徴

青少年教育は、学校教育とは異なり、教育活動の目的や内容、方法、評価についても、教育する側が比較的自由に設定することができる点に特徴がある。

そのため、青少年教育においては、青少年がさまざまな体験を通じて、学校では学べないことを学んだり、様々な人と会い、交流する中で成長することが伝統的に重視されている。そこでは、青少年が「受け身」になりがちな学校での学習とは異なり、青少年が自主的かつ主体的に活動することが大切にされ、さらに、こうした強みを生かして、学校の宿泊学習を青少年教育施設で行うなど、学校教育を外側から支援していくことも青少年教育の重要な役割だと考えられていた。

○これからの青少年教育

上記で示したように青少年の課題には4つの要因が複合的に関係しているため、より複雑化し、幅広い視野で青少年の課題に対応した青少年教育をこれまで以上に展開していくことが求められており、青少年教育において体験活動の重要性が再注目されてきている。

(4) 体験活動の推進

① 体験活動が求められるわけ

○無重力状態な子ども達

かつては多くの子ども達が、友達とともに自然の中で遊びながら、あるいは、地域において生活、成長していく過程で、様々な自然体験等を日常的に積み重ねて成長する機会に恵まれていた。しかしながら便利・快適な現代社会において体験活動の場が減ってきており、心や体を鍛えるための負荷がかからない言わば「無重力」状態な子どもが増えてきている。

○体験活動の法律の規定

学校教育法の改正の概要を示した、平成13年7月11日付け文部科学事務次官通知(13文科初第466号)では、体験活動について、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校について、各学校種の教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとするとともに、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならないとしたこと。」と説明されている。

また、学校教育法の改正とあわせて社会教育法を改正し、教育委員会の事務として青少年に対する体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関することを規定しており、このように学校教育と社会教育とが相まって体験活動を促進していくことが法的にも定義されている。

○求められる体験活動

体験活動は、青少年の成長に不可欠なものであり、青少年の体験活動を充実させることが近年の青少年の課題として挙げられている。

体験活動は、知識として身につけられるものではなく、実際の体験を通じてこそ身につくものとされており、自己肯定感やコミュニケーション能力を高める効果が期待できる。

そのため、青少年の様々な課題の要因の1つとして、青少年の体験活動不足が捉えられるとともに、こうした課題を解決しうるような体験活動ができる機会の充実が大切である。

また、近年では学校教育においても「社会に開かれた教育課程」の実現、社会と連携・協働した教育活動を充実させることが求められており、体験活動を含めた教育は学校の内外を問わず、これからの教育全体で求められている要素であるといえる。

② 体験と体験活動の違い

これまで体験活動の推進について触れてきたが、ここで「体験」と「体験活動」の違いについて確認しておく。

「体験」とは自分の身体全体を使って実際に関わっていくことを意味している。

一方、「体験活動」は、平成19年の中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」において、「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」と定義されており、「体験そのもの」とは異なり、教育的な意図のもとに「体験が組織化されたプログラム」として捉えることができる。

○求められる体験活動の在り方

体験活動は、体験しただけでとどまらせないことが大切であり、近年推進されている青少年の体験活動は、青少年をとりまく環境の変化をふまえ、青少年が体験しにくくなった活動を意図的に提供することとなってきた。

こうした変化は、自然体験などのさまざまな体験が、「自然に（意図せずに）できること」から「わざわざ（意図的に）体験させること」へと変化したことを示している。

現代において、さまざまな体験は、意図的に機会を提供しなければなかなかできないものとなっているので、体験活動の提供の仕方を踏まえて現代の体験活動の在り方について理解することが大切である。

○意図的な体験活動に生じる問題点

しかし、体験活動が「わざわざさせること」となっている状況では、体験活動をできる機会に恵まれた青少年と、そうではない青少年との間に体験活動の格差が生じやすくなっているということが考えられる。学校教育では、すべての青少年に同じ体験の機会を提供しやすいのに対して、青少年教育は、保護者の意識や住んでいる地域の状況等に影響を受けやすく、場合によっては青少年の体験活動の格差をかえって拡大させてしまう危険性を有している。

青少年教育には、こうした観点を踏まえ、学校・家庭と連携しながら、すべての青少年に豊かな体験活動の機会を提供するとともに、青少年の体験活動の格差も考慮する必要がある。

(5) 体験活動の意義

これから体験活動を充実させていくためには、その意義を理解することが大切である。

① 体験活動の必要性

○体験活動の種類

まず、体験活動には主に3種類ある。

直接体験：対象となる実物に実際に関わっていく体験

間接体験：インターネットやテレビ等を介して感覚的に学びとる体験

擬似体験：シミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ体験

現在の体験活動の実態は圧倒的に「間接体験」「擬似体験」が多く、直接体験はかなり減少している傾向である。

→ 子どもたちの成長にとって負の影響を及ぼしていることが懸念されている。

○これからの体験活動

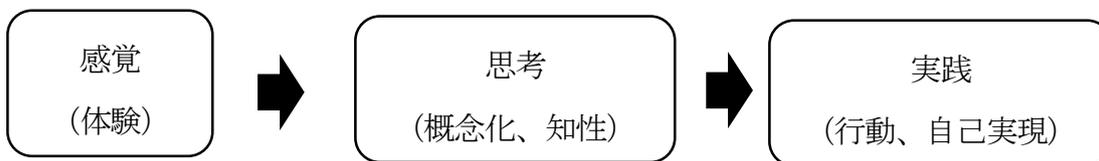
これからの教育において重視されなければならないのは、

ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」である。

体験活動により期待される役割

- ・豊かな人間性
- ・自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤
- ・子どもの成長の糧

→ よりよい生活を創り出していくために体験活動が必要



体験活動における「学び」の過程

② 体験活動の教育的意義

体験活動の教育的意義として、中央教育審議会では、平成25年1月に「今後の青少年の体験活動推進について(答申)」において、8つの点(ア社会を生き抜く力の養成、イ自然や人とのかかわり、ウ規範意識と道徳心等の育成、エ学力と体験活動、オ勤労観・職業観の醸成、カ社会的・職業的自立に必要な力の育成、キ課題を抱える青少年への対応、ク発達段階別の体験活動)から述べている。

ア 社会を生き抜く力の養成

- ・幼少期から青年期まで多くの人とかかわりながら体験を積み重ね、コミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育む。
- ・自然の中で、これまで触れたことのない物にも触れながら、その存在を認める経験を積むことで、大人になり思い通りにならない他者や状況に直面したときにもうまく対応していくことができるようになる。
- ・集団で活動するためには、他人との意見調整やストレスの対処方法など、いわゆる「ヒューマンスキル」が重要であるとされているが、近年の若者はこの力が低下しており、体験活動や冒険的な活動などを行い、体験の中で育んでいく。

イ 自然や人とのかかわり

- ・体験活動は、仲間とのコミュニケーションや自分自身との対話、実社会とかかわり等を考える契機となる。結果として他者への共感や日本人としての心の成長、個人や社会の歴史の形成につながっていく。また、自然や人とかかわりの中で命の尊さについて学ぶことができる。他者や生き物への配慮を含め、社会全体を考える人間を育むためには、教育的視点に裏打ちされた自然や文化などに触れる幅広い体験が必要である。

ウ 規範意識・道徳心等の育成

- ・規範意識や道徳心の育成においても、体験活動の意義は大きい。現在、「思いやり」や「礼儀正しさ」など精神性の重要性が再認識されている。そのような道徳的価値観の涵養を図る上で、日本古来の精神性を学ぶことができるような場の教育力を活かした体験活動が有効である。

エ 学力と体験活動

- ・全国学力・学習状況調査においては、自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがある児童生徒の方が、理科の平均正答率が高く、自然の中での集団宿泊活動を長い日数行った小学校の方が、国語・算数の主に「活用」に関する問題の平均正答率が高い傾向がみられた。

オ 勤労観・職業観の醸成

- ・職業観として、仕事に対し、まず「働く」ことの意味を実感として理解する必要がある。その際、自然豊かな環境で、自然と向き合いながら生きる人々の暮らしぶりに触れるなど、生活の原点に戻る体験をすることが有効である。

カ 社会的・職業的自立に必要な力の育成

- ・学校から社会・職業への移行が円滑に行われるようにしていくため、子どもたちに社会的・職業的に自立に必要な力を身に付けさせることが重要である。子どもたちに自らの将来を考えさせるためには、多様な年齢・立場の人や社会、職業にかかわる様々な現場を通して、自己と社会について多様な気づきや発見を経験させることが効果的である。

キ 課題を抱える青少年への対応

- ・体験活動は、ニート・引きこもり等の青少年が抱える様々な課題の解決の一つのアプローチとして、また、課題の未然防止のためにも有効である。特に不登校などの課題を抱える子どもたちに対しては、楽しみながらいろいろな世界の入り口を見せることができる体験活動を取り入れた教育が重要である。個々の子どもの状況と発達段階を慎重に見極めた上で、こうした教育の機会を提供することにより、基本

的なコミュニケーションや生活習慣を身に付けていくことができる。

- ・いじめ問題については、自然や地域社会と深くかかわる機会の減少や集団の不足等により、人間関係をうまく作れない、規範意識が欠けている、些細なことでも感情を抑制できないことなどが、いじめを生む要因となっているという指摘がある。いじめの未然防止のためには、様々な体験活動を通じて、子どもの社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育み、人間関係形成力を育成することが重要である。

ク 発達段階別の体験活動

- ・幼少期においては、子どもたち同士での「群れ遊び」を通じて、自然と力加減や人の痛みを知り、思いやりが育まれる。また、遊びの中での「ひらめき」が創造力や柔軟な思考力を養うこととなる。さらに、脳機能等の発達には、幼少期からの、家族や地域、自然の中での豊富な刺激・体験が重要であるという指摘もある。
- ・発達段階に応じた効果的な体験活動については、小学校低学年までは「友達との遊び」「動植物とのかかわり」、小学校高学年から中学生までは「地域活動」「家族行事」「家事手伝い」等の体験が効果的であることが明らかになっている。学習指導要領では、主として小学校では集団宿泊活動や自然体験活動、中学校では職場体験活動、高等学校では就学やボランティアにかかわる体験的な学習を行うこととなっている。学校、家庭、地域で体験活動を実施する際には、こうした発達段階に応じた体験活動を行うことが効果的である。

子どもたちの成長の過程と体験活動の工夫

	小学校 1～3年生	小学校 4～6年生	中学生	高校生
発達段階	体験活動から「気づき」の生まれる時期	物事のある程度対象化して認識し、社会へと広がっていく時期	内面との結びつきが意味を持つ時期	大人の社会を展望する時期
体験活動	子どもの中で、記憶した知識や経験と活動がつながるようにする	自分との関わりを明確にし、主体的に取り組めるようにする	体験によって生じた自分の内面の世界を表現する	自分の可能性を試し、力を伸ばす挑戦をする
の工夫	場になじみ安心して活動できるようにする	社会に目を向け、多くの人々と関わられるようにする	級友と共に活動し、発見や感動など心を揺さぶられる体験をする	自分で調べ、考え、実際の現場を知り、社会の問題について考える
観点	活動が単独であるのではなく、自分たちの生活や活動とつながるようにする	体験活動と教科等での学習をつなげて理解を深めるようにする	大人の世界に加わり、一定の役割や責任を果たす体験をする	人に尽くしたり、社会に役立つことに取り組み、貢献した喜びややりがいを感じる
	物事の本質に根ざした気づきが生まれるようにする	体験活動を振り返り、自分なりに整理して意味を考えるようにする	自分たちの取組や成果を社会に発信し、大人が十分に評価する	主体的に活動することで自分がかけがえのない存在であることを実感する

※「体験活動事例集—豊かな体験活動の推進のために—」

(2002年10月 文部科学省) を基にして表を作成

③ 今後の青少年教育

○青少年教育の注意点

体験活動の推進は青少年の成長には重要な意味をもっており、青少年教育には必要不可欠となっている。

しかし、体験活動を意図的に体験させるようになった現在においては、青少年にとって体験活動が学校教育のような印象をもたれないことに注意しなければならない。あくまでも体験活動を通じて青少年が主体的に取り組み、様々なものを身につけていくことが目的であり、体験活動そのものが「教育っぽくない」要素を合わせもっておくことは大切なことである。

○青少年教育と地域とのつながり

青少年への体験活動を推進していくためには、多くの人々との関わりが必要であり、家庭、学校、地域の活動団体、行政等がつながり、青少年の活動を盛り立てられるよう地域全体で支援を行うことである。

そして、これからの地域活動の核となる青少年を地域全体で育成し、育成した青少年が地域等で活躍し、地域全体の活性化にもつなげていく取り組みが望まれる。

2 ボランティア活動の意義

ボランティア活動をしようと考えた皆さんにはぜひ、様々なことを学んでいただき、自分自身を成長させ、社会に活かせる活動にしてもらいたい。

ボランティアについての本質をしっかりと理解し、充実した活動をすることを望む。

(1) ボランティア活動をするうえでの心構え

- ① 自分から進んで行動する
自分自身の「してみよう」という気持ちを大切にする
- ② 事業（活動）のねらいを理解する
何のための活動か、ねらいは何かを常に考えて行動する
- ③ 自分・参加者の安全（安心）を確保する
「安全（安心）第一に」常に心に余裕をもち、無理はしない、させない
- ④ 参加者ファーストの気持ちをもつ
常に「主役は参加者」であることを忘れずに活動する
- ⑤ 仲間・参加者・自分・自然（環境）を大切にする
全員が心地よく活動できるように、思いやりのある行動をする
- ⑥ ルールやマナーを大切にする
社会的ルールやマナーを身につけながら、活動で知り得た情報は適正に扱う
- ⑦ 明るく楽しい雰囲気を意識する
どんなことも、どんな時も楽しみながら、活動する
- ⑧ 感謝の気持ちを大切にする
家族や仲間の理解と協力を忘れずに活動する
- ⑨ 学ぶ姿勢を大切にする
様々なものを吸収し自分自身の成長につなげる

(2) ボランティアの意義

ボランティア活動を行うにあたって意味・定義を理解しておく必要がある。この意味・定義を意識した活動を心がけてもらいたい。

○ボランティア活動とは～意味・定義

ボランティア活動というと、無償の「奉仕活動」と捉えがちであるが、ボランティア活動は、厚生労働省および文部科学省では次のように定義されている。

- ・自発的な意志に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求が充足されるだけでなく、その活動の広がりによって、さまざまな構成員がともに支え合い、地域社会づくりが進むなど、大きな意義をもっている
- ・自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為
- ・仕事、学業とは別に地域や社会のために時間や労力、知識、技能などを提供する活動

つまり、ボランティア活動の本来の意味は「自分のしたいという意志が大切に、喜んでする活動」である。

また、ボランティア活動の根本には4つの原則がある。

「自主性・主体性」、「社会性・連帯性」、「無償性・無給性」、「創造性・開拓性・先駆性」

ア 自主性・主体性

ボランティアは誰かから指示されて受動的に行うものではなく、個人の自発的な意思をもとに主体的に行うもの

「自分がやりたい」という気持ちが一番であり、誰かに命令されたり義務としてやるものではない。主体的に参加することでは新しい発見が得られることがある。

イ 社会性・連帯性

活動する際は、社会の一員としての自覚を持ち、周囲を尊重して協力することが大切。

様々な社会課題を「他人事から自分事」にしていくことも参加する醍醐味の一つ。活動に参加して社会と接することでいろいろな気づきを得られる。

ウ 無償性・無給性

活動の対価として見返りを求めないことがボランティアの基本
簡単にいうと「お金のためではない」ということ。活動ではお金ではない色々なものが得られる。「人との出会い」や「社会との接点・多様な視点」などもあれば、社会のため、だれかのためになるという実感は、今後の活動のモチベーションにつながる。

エ 創造性・開拓性・先駆性

子どもたちの学習支援や目の前の社会課題をどうすれば改善できるのか。団体のスタッフや参加メンバーと一緒に考えながら取り組んでいく。

ボランティアは仕事ではない。そして答えがある活動でもない。だからこそ自由な発想で知恵を出し合いトライしていくことができる。

(3) 指導のポイント

ボランティア活動をする際には参加者対応が必要となり、対人対応について理解を深めておく必要がある。

参加者に関わる共通ポイント

基本的な心構え

- ・「主役は参加者」であることを忘れずに一人ひとり受け止める
参加者の思いや考えを理解し、個性を認めながら、成長を見守り、楽しいと思えるような雰囲気をつくる。
- ・自ら感じ、自ら考え、自ら行動できる指導や支援、関わりをする
参加者が自主的、自発的な活動ができるように、場面や状況に応じた指導を行い、一貫性のある指導を心がける。
- ・コミュニケーションを大切にする
参加者やスタッフと積極的にコミュニケーションを図るとともに、参加者同士のコミュニケーションの機会を大切にする。また、集団活動に合わせられない参加者がいた場合は、注意よりも行動の意図や思いを理解すること。
全体で一斉にプログラムを行うことにこだわる必要はない。
- ・肯定的な声かけを意識する
参加者が前向きな気持ちになるように対応する。
- ・指導者としての立ち振る舞いを大切にする
話し方・聴き方・立ち位置・集まり方・服装を意識する。
例えば：名前は呼び捨てにせず、「〇〇さん」またはキャンプネームで呼ぶ等。
- ・個人情報（住所や家庭環境等）については触れないようにする

○ 子どもとの関わり方のポイント

ア 常に子どもたちの中へ

- ・子どもの前に立つときは、高圧的な態度や過度に大きな声を出さないようにする。
- ・子どもの思いを大切にすること。
- ・話をするときは目線を合わせて（子どもと同じ目線）話す。
- ・自分のことはできるだけ自分で行えるようなアドバイスをする。
- ・子どもに寄り添い、ちょっとした変化や問題に気づけるようにする。

イ 楽しさの中にも「ねらい」を意識した教育的活動をする

- ・「事業のねらい」や「子どもの思いや考え」を理解し、楽しさだけで終わらないようにする。
- ・子どもの目標を達成させるためのサポートをする。
- ・必要に応じて、子どもに活動のねらいをきちんと伝える。

ウ 安心・安全第一にする

- ・わからないことがあれば、まず事業担当職員や保護者に確認する。
- ・危険を把握し、適切な対応を行う。
- ・子どもの様子を注意深く観察する。
- ・人数確認を忘れずに行う。
- ・他人への迷惑や命にかかわることには、毅然とした態度で接する。

○対象別のポイント

発達段階ごとの傾向や関わり方の一例である。大切なことは、事前の情報等を鵜呑みにすることなく、目の前の参加者にしっかり向き合うことである。

幼児期	
<p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛着の形成 ・基本的な生活習慣の形成 ・道徳性の社会性の芽生となる遊びなどを通じた子ども同士の体験活動の充実 	<p><u>指導・関わりのポイント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さなことでもたくさんほめる。 ・ルールを決める時は多くても3つまでとし、短くゆっくり伝える。 ・次の活動の指示を出すときは「〇〇が終わってから□□をするよ」と順番を決める。 ・難しい言葉は使わず擬音や物に例えて話す。 ・幼児に話す時は、静かな環境で周りに興味がわく物を置かないようにする。 ・自由遊びをする場合は、声の届く活動範囲を指定する。
<p><u>傾向</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度に多く言われても覚えられない ・注意が散漫である ・遊びに夢中になり遠くに行く ・指導者（大人）をよく見ている ・かまっていほしいからあえて目立つ行動をする 	

学童期（小学校1～3年生）	
<p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人として行ってはならないこと」についての知識と感性の涵養や、集団や社会のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成 ・自然や美しいものに感動する心などの育成 	<p><u>指導・関わりのポイント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士が信頼関係を築き安心して活動ができるように支援する。 ・常に集団に向けた指示を行うのみでなく、一対一の声掛けも重視する。 ・子どもだけで取り組ませるのではなく、一緒に活動することで目的を達成できるような関わりをする。

<p><u>傾向</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の友達との結びつきが弱い (集団になりにくい) ・自己中心的な傾向がある ・良いことや悪いことの判断が十分にできない時がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの「やりたい」「知りたい」という知的探求心を存分に満たしながら、自立心を育みグループをまとめる。 ・乱暴な言葉や態度が見られた場合は、毅然とした態度でダメなものはダメと明確な判断基準を子どもに示す。
---	--

学童期 (小学校4～6年生)	
<p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な思考への適応や他者の視点に対する理解 ・自己肯定感の育成 ・自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養 ・集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成 ・体験活動の実施など実社会への興味・関心をもつきっかけづくり 	<p><u>指導・関わりのポイント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・友達を目線を意識する時期であるため、集団の前で強く非難するような指導は避け、個別に話を聞きつつ、善悪の判断に基づいた適切な支援を行う。 ・子ども達自身に意思決定を促す支援を心がける。正義感を伴う子どもの言動に対し、受容し、共感し、賞賛する接し方をする。 ・集団生活のルールや公共のマナーについて意識させる。 ・集団における役割の自覚や主体的な責任感が育まれるような関わりをする。
<p><u>傾向</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者を意識し、周りの目線を気にする傾向がある ・自分の考えで判断し、行動する独立心・自立心が芽生えはじめる ・集団における役割の自覚や責任感を持った行動ができる 	

青年前期（中学生）

青年前期（中学生）	
<p><u>課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間としての生き方を踏まえ、自己を見つめ、向上を図るなど自己の在り方に関する思考 ・社会の一員として自立した生活を営む力の育成 ・法やきまりの意義の理解や公德心の自覚 	<p><u>指導・関わりのポイント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲間同士の評価を強く意識する反面、他者との交流に消極的な傾向があるため、他者と協力して課題等に取り組める環境を作る。 ・個人の考えを集団の中で共有する時間を作る。 ・他者と比較することはせず、子どもの考えや主体性をできるだけ尊重する。 ・集団生活のルールや公共のマナーについて、その意識を理解し、実践できるよう助言を行う。
<p><u>傾向</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属意識が高まり、特定の友達グループで行動することが多い ・自分の考えをもち、それを基にして行動できるが、人の意見に流されることもある ・他者の反応を意識し、うまく自己表現できない時がある ・異性への関心が高まる 	

<p><u>外国人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・習慣や文化的背景を理解し受け入れ、安心して活動に参加できる雰囲気作りが大切である。
--

○配慮を要する子ども

ボランティア活動の際に配慮を要する子どもが参加している場合もあり、その場合の傾向や対応について確認をしておく必要がある。

ただし、対応に正解はなく、あくまで対応を決めつけることはせずに、子どもたち一人ひとりの個性を理解しようとする姿勢が大切。

また、頑張りに対して、しっかり褒めるようにする。結果だけでなく、過程を意識することも重要である。

○幼児

- ・場になれるまでは、保護者から無理に離すことはやめる。
- ・わずかな油断がけがにつながる。目を離さないようにする。

○不登校の子ども

- ・学校や友達のことを思い出させることはやめる。
- ・学校に行くように説得することはやめる。(ボランティアの役割ではない)

○肢体不自由（車いす）の子ども

- ・押して良いか確認してから車いすを押すようにする。
- ・少し先を歩いて、段差や障害物の確認をすることが大切。

○視覚障害の子ども

- ・白杖を持ったり、引っ張ったりするのはやめる。
- ・白杖を持ってない側に立ち、肘をつかんでもらい誘導する。
- ・歩く速さに気をつけ、路面状況を伝える。

○聴覚障害の子ども

- ・顔の正面で、ゆっくり大きく口を開いて短い指示を出す。
(大きな声を出せば良いというものではない)
- ・指示や伝達事項を可視化できるもの（メモやペン）を携帯する。
- ・話すことが苦手な子どももいる場合もあるので、みんなの前で話すことがあれば、事前に話をしたいか否か、話すのであれば何を言いたいのかどのようにしたいかを確認する。

○知的障害の子ども

- ・時として幼く見えることがあるが、年齢相応の接し方を心がける。
- ・自分のペースやパターンを持っている場合があるので乱さないようにする。
- ・指示は優しく、短く、表情豊かに心がける。
- ・言葉や文字が苦手な子どももいる。絵や写真を用いて説明すると伝わりやすくなることがある。

○ADHD の子ども

主な特性

「不注意」「多動性」「衝動性」である。

具体的には、うっかりミスが多い、忘れ物をよくする、気が散りやすい、じっと座ってられない、思いつきでしゃべる等の行動が見られる。

- ・自分の考えが通らないと、乱暴な言動が出てくる場合があることを理解すること。
- ・普段からじっとしていることが苦手な場合があることを理解する。
- ・トラブルになったら、本人を冷静にさせるために離れた場所に移動する。
- ・話しは紙とペンで可視化しながら話す伝わりやすくなることもある。

○自閉スペクトラム症（ASD）

主な特性

「臨機応変な対人関係が苦手」なことと「こだわりが強く興味に偏りがある」ことである。具体的には、場の空気が読めない、独特の言葉づかいをする、人に対して一方的な関わり方をする。興味の範囲が狭い、興味のあるものにはとことん没頭する、手順やルールにこだわる等の行動が見られる。

診断基準によっては広汎性発達障害、自閉症、アスペルガー症候群等の名前で呼ばれることもあるが現在はそれらのさまざまな状態をまとめてASDと呼ぶことが多い。

- ・騒がしいところが苦手な場合がある。静かなところに連れて行ってあげると安心することがある。
- ・みんなの輪の中に入れない時には、無理に入れようとしないようにする。
- ・見通しの立たないことに不安を感じる場合がある。予定を可視化してあげると話が伝わりやすくなる場合がある。

（4）ボランティア活動を終えて

ボランティア活動を終えた後は、必ず自分・他のスタッフの活動内容を振り返り、今後の活動にどう生かしていくのかを整理することが大切である。自分自身のスキルアップはもちろん、ボランティア活動としてだけでなく、人としての成長に繋がるはずである。

また、注意しなければならないことがある。それは、個人情報の扱いである。ボランティア活動で得た個人情報は、活動終了時に主催者に必ず返却すること。また、参加者とメールアドレスやLINE等の交換等や活動中に撮影した写真を個人SNSに上げることもしてはいけない。主催者ごとのルールを守ることは自分の身を守るということになるということを常に意識することを心掛けるようにすることが大切である。

3 千葉県立青少年教育施設の現状と今後の取組

(1) 県立青少年教育施設の整備状況

○県立青少年教育施設の状況

千葉県の県立青少年教育施設は歴史があり、昭和45年の鶴舞青年の家の開設から平成9年水郷小見川少年自然の家の開設まで、青年の家5施設、少年自然の家4施設、合計9施設を運営し、県内・県外の青少年の育成に大きな役割を果たしてきた。そして、現在、手賀の丘青少年自然の家、水郷小見川青少年自然の家、君津亀山青少年自然の家、東金青少年自然の家、鴨川青少年自然の家の5施設で青少年の育成に取り組んでいる。

○9施設から5施設・指定管理者制度導入へ

これまでの運営において平成15年度末には「県立青少年教育施設の再整備に係る指針」を策定して、9施設から5施設に機能集約を図るとともに、平成20年度からは、指定管理者制度を導入する等して、現在まで県立青少年教育施設の利用促進に努めている。

県立青少年教育施設の状況

施設名(市町村)・開設年月	敷地面積・宿泊定員	備考
鶴舞青年の家(市原市) 昭和45年10月	27,546 m ² 100人	H18.4.1 市原市に移譲 市原市から和光大学セミナーハウスとして貸与 R元年度末 民間企業に施設売却
東金青少年自然の家(東金市) 昭和47年6月	24,661 m ² 196人	H12 耐震改修工事 H20～指定管理 R3 名称変更
神崎青年の家(神崎町) 昭和52年8月	34,177 m ² 120人	H17.4.1 神崎町に移譲 わくわく西の城(神崎町公共の施設)として利用
大房岬少年自然の家(南房総市) 昭和55年4月	14,195 m ² 200人	H17～H19 指定管理 H20.4.1 南房総市に移譲 青少年教育施設として利用
流山青年の家(流山市) 昭和58年4月	19,606 m ² 150人	H17.4.1 流山市に移譲 流山市生涯学習センターなど複合施設として利用
君津亀山青少年自然の家(君津市) 昭和61年5月	104,276 m ² 300人	H20～指定管理 R3 名称変更
鴨川青少年自然の家(鴨川市) 昭和63年5月	45,716 m ² 360人	H20～指定管理 R3 名称変更
手賀の丘青少年自然の家(柏市) 平成5年4月	26,822 m ² 300人	H20～指定管理 R3 名称変更
水郷小見川青少年自然の家(香取市) 平成9年6月	38,280 m ² 220人	H20～指定管理 R3 名称変更

(2) 県立青少年教育施設の課題

○これまでの取組

千葉県内の県立青少年教育施設は青少年の育成を目的として、施設周辺にある豊かな自然環境を活用した宿泊を伴う自然体験や生活体験などを通して、学校では体験することのできない失敗体験や成功体験を積み重ねながら対人関係能力を育成し、また、各施設における利用団体の安全・安心を確保するとともに、立地条件や機能を生かした体験プログラムを通して、主体的に判断・行動できる実践的能力を育成することを担ってきた。

○各施設の主催事業

各県立青少年教育施設では、周辺の自然環境を生かした事業や地域と連携した事業など、その施設の特色を生かした主催事業を実施している。

また、令和5年度に実施した外部有識者による第三者評価では、「地域の自然環境を生かした体験活動プログラムを数多く提供し、研修内容の充実を図っている」、「施設周辺の環境を巧みに生かした事業展開に大変工夫が見られる」など、特色ある主催事業が良い評価を受けた。ただし、施設によっては主催事業の実施数が不十分との評価も受けた。

成果

- ・地域の自然環境を生かした体験活動プログラムを数多く提供し、研修内容の充実を図っている
- ・施設周辺の環境を巧みに生かした事業展開に大変工夫が見られる

課題

- ・千葉県立青少年教育施設間に実施数の差がある

各青少年教育施設の主催事業（令和4年度）

手賀の丘	水郷小見川	君津亀山	東金	鴨川
事業数（延べ回数）	事業数（延べ回数）	事業数（延べ回数）	事業数（延べ回数）	事業数（延べ回数）
43本	49本	56本	54本	21本
参加延べ人数	参加延べ人数	参加延べ人数	参加延べ人数	参加延べ人数
2,507人	1,807人	1,312人	1,429人	1,957人
<ul style="list-style-type: none"> ・みんなおいでよ！ プラネタリウム ・手賀の丘探検隊 ・親子deわいわい クッキング ・ラート体験教室 ・自然の家まつり ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラネタリウム 一般公開 ・ファミリーキャンプ ・やさしいカヌー 基礎編 ・SUP体験教室 ・自然の家まつり ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・森のようちえん ・森っこレンジャー ・きみかめ山の フェスティバル ・ファミリー野遊び 教室 ・親子星空キャンプ ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・東青ジュニア キャンプ ・防災にも役立つ おやこキャンプ ・星空カレッジ ・さつまいもをほろう ・太巻き寿司を作ろう ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・房総ハイキング ・磯の生き物を観察 しよう ・親子でスキルアップ プシーカヤック ・ウミホテル観察会 ・鴨青まつり ほか

○利用者の青少年教育施設へのニーズの低下

社会の変動と共に青少年教育施設の在り方について大きな変革が求められる時代となっている。

特に少子化問題、インターネットやSNSの普及によるライフスタイルの変化、青少年教育施設以外でも体験活動ができる施設の開設等、青少年教育施設を取り巻く環境が大きく変化しており、平成14年に利用者数が最多となって以降、千葉県 の 県立青少年教育施設に対する利用者のニーズは低下している。

年度	青少年施設数 [施設]	利用者数 [人]	平均 [人/施設数]
平成14年度	9	460,988	58,055
平成29年度	5	277,074	55,415
令和4年度	5	156,449	31,290

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響あり

青少年教育施設を取り巻く環境の変化の1つの要因として、青少年の体験活動に関する現状（青少年の生活環境、学校における体験活動、地域における体験活動、家庭における体験活動）の変容が考えられる。

ア 青少年の生活環境について

子どもたちの生活時間の内訳をみると、近年、学校で過ごす時間は増えているが、放課後の時間については多くの学年で減少し、生活時間全体の2割程度となっている。

また、放課後の時間の内訳をみると、勉強とメディア（テレビ、DVD、スマートフォン等）に費やす時間が半分以上を占め、屋内外での遊びの時間や家族や友人と過ごす時間が1～2割程度となり、学校外で青少年が体験活動を行うことができる時間自体が短いという状況にある。

イ 学校における活動内容について

現行の学習指導要領では、生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるために、学校において、自然体験活動や集団宿泊活動、職場体験活動、奉仕体験活動、文化体験活動といった様々な体験活動を行うことが規定されており、各学校において、多様な取組が展開されている。

一方で、青少年の自立心、連帯感・仲間意識、優しさ・思いやり、リーダーシップを育むことに関し、より効果が高い長期宿泊型の体験活動については、保護者、学校、教員等の負担も一因となり、実施している学校の割合は必ずしも高くない状況である。

ウ 地域における活動内容について

地域における活動内容については、現在、子ども会やスポーツ団体などの青少年団体、青少年教育施設、児童館、公民館、公益法人やNPO法人などの民間団体といった多様な主体が青少年の体験活動の機会を提供している。

また、その活動の多くが、地域住民やボランティア等の参画により支えられており、社会教育施設、地域の農家、神社仏閣、公園といった様々な場所で活動が行われている。

(平成 28 年 11 月 青少年の体験活動の推進方策に関する検討委員会)

エ 家庭における活動内容について

保護者の多くは、体験活動が重要であると認識しているものの、現在の子どもたちは自分が子どもの頃と比べて体験活動の機会が少なく、学校の授業や行事以外に体験活動をできる機会が十分でないと感じている。

地域においても、多様な主体が青少年の体験活動の機会を提供しているが、必ずしも十分に有効活用されていない場合もある。

家庭では家族で自然に触れ合う場の必要性を認識してきており、自然と触れ合える魅力ある体験の場の提供を求めていると考えられる。

情報化やライフスタイルの変化



青少年の生活環境
学校における活動内容
地域における活動内容
家庭における活動内容



変容



(集団・個人) による体験活動の減少



体験活動の必要性の再認識



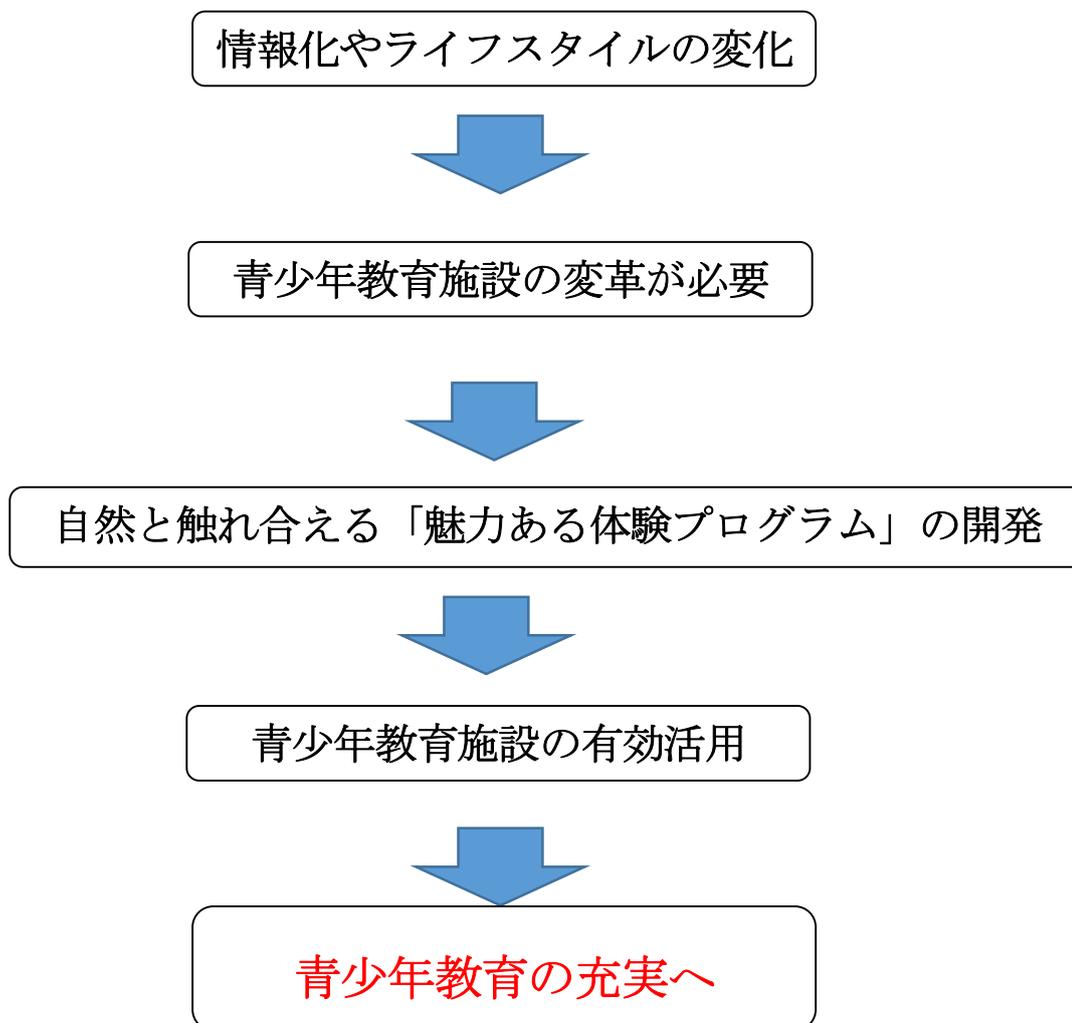
自然と触れ合える『魅力ある体験の場』の提供が必要

○青少年教育施設の在り方の変革の必要性

青少年教育施設の利用を活性化するためには、青少年の実態やニーズに合わせ、「選ぶ」、また、「選ばれる」、「選びやすい」体験活動を提供できることが必要となってきたいると考える。

そのためには、自然と触れ合える魅力ある体験プログラムの開発や、実施できる体験活動の内容が、わかりやすく伝わるような広報活動の工夫が求められている。

そして、身近な自然と触れ合えるような体験活動が継続的に行われるためには、学校や地域の特定の団体にとどまらず、学校、家庭、地域が連携・協働し、長期宿泊型や身近な体験活動に多様な提供主体や地域住民が関われるような環境づくりも必要である。



○県立青少年教育施設変革に向けた取り組み

恵まれた自然環境を生かし、これからの社会に対応した県立青少年教育施設を維持していくためには、**地域連携、施設職員研修・指導者やボランティア養成等**を行い、県立青少年教育施設を充実させていくことが必要である。

① 地域連携

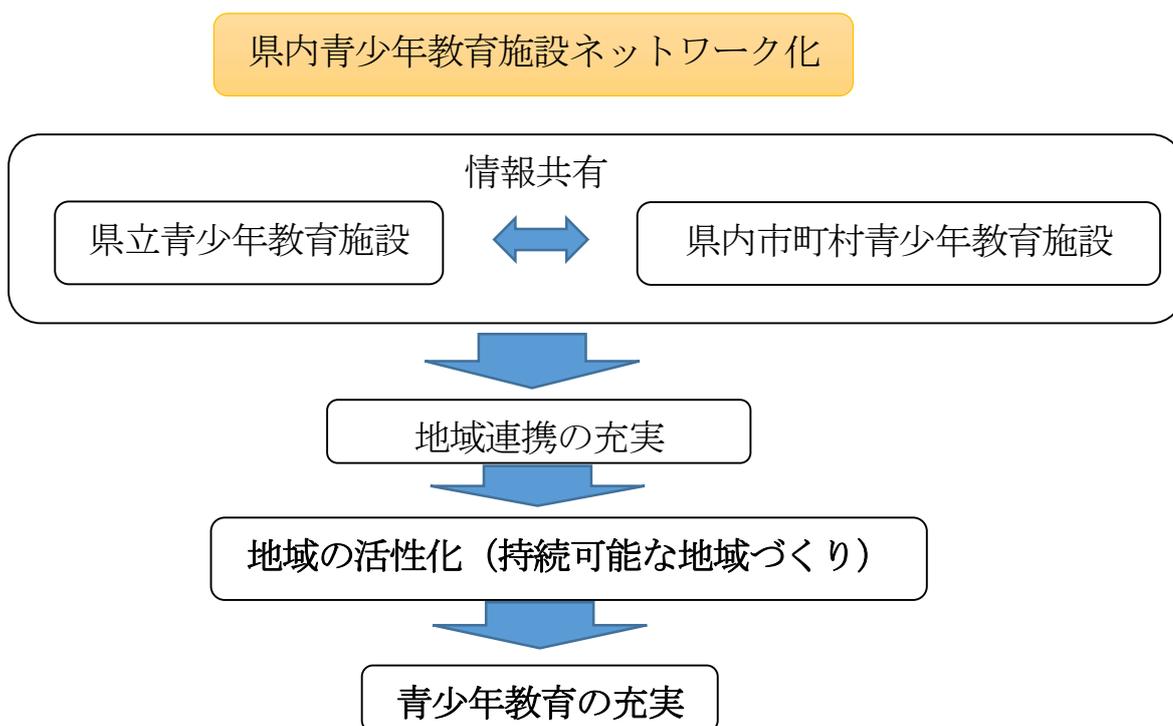
県内には、市町村が設置主体となっている様々な市町村青少年教育施設がある。

また、青少年教育施設の職員や知識・技術・経験を備えその成果を地域社会に還元したいと思われている地域人材も多い。

これからの青少年教育を充実させていくためには、これらの青少年教育施設や人材と協働して社会教育に取り組んでいくことが求められる。

そこで、県立青少年教育施設が中核的役割を担い、県内市町村青少年教育施設と情報共有を密接に行い、県・市町村がそれぞれ連携するシステムを構築することを目的に、県教育委員会を主体とした県内青少年教育施設ネットワーク化検討協議会を設置した。

県内青少年教育のネットワーク化により、それぞれの施設が、自然環境の良さを生かしながら、地域とのつながりをどれだけ増やしていけるか、他施設とのネットワークをどのように構築していくかが、社会教育的な視点で一番大事な部分と考え、積極的に取り組み、持続可能な地域づくりを目指した地域の活性化を推進している。



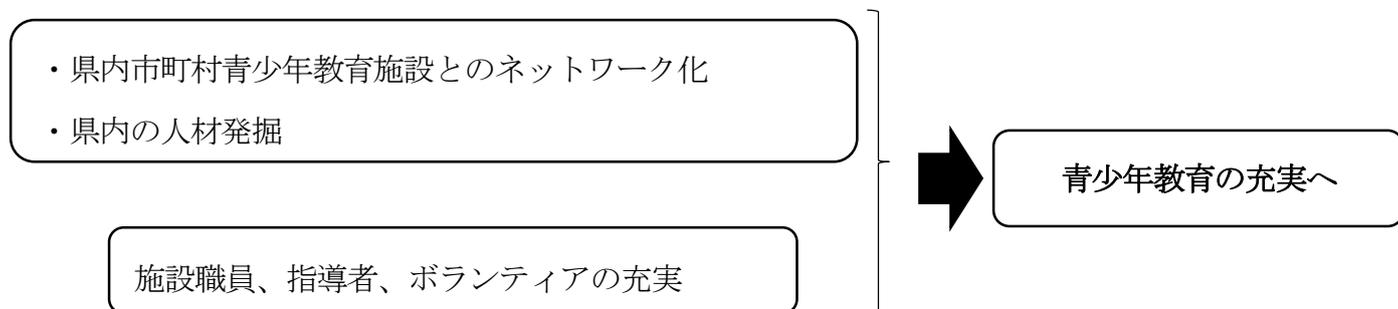
② 施設職員研修、指導者やボランティア養成の充実

施設職員は、利用者への直接指導はもとより、引率教員や指導者に対し、野外活動のノウハウや子どもたちなどへの接し方を助言することができる。

また、大学生などに対し野外教育指導者に必要なスキルを伝え、次代の青少年教育を担う人材を育成することも期待できる。

そのようなことから、多彩な活動プログラムを企画立案できる施設職員の研修を充実させてること、また、未来の指導者となる青少年の育成のために、青少年教育施設が中心となり、NEAL（自然体験活動指導者）など専門的な知識、資格等が取得できる養成研修等を実施し、様々な指導者やボランティア養成に力を注いでいくことが大切である。

※ NEAL（自然体験活動指導者）：自然体験活動部会では、自然体験活動に関する指導者の養成を行っています。養成された指導者は「自然体験活動指導者（NEAL：ニール）」として全国体験活動指導者認定委員会から資格認定されています。



(3) 県立青少年教育施設の今後の取組

○県立青少年教育施設の変革

上記を実現していくためには、利用者が親しみやすく、利用しやすい施設を構築することが大切である。

そこで、なじみのある千葉県内の森・海・川・沼などの豊かな自然を活用し、五感を通して学ぶ体験活動の推進を図ることが重要である考え、自然と触れ合う体験や社会的な体験の機会を豊かにすることを支援する施設の再構築を目指して4つの基本方針を示した。

① 自然豊かな環境を生かした青少年教育に資する施設

- ・青少年教育施設の周辺にある森、海、川、沼などの天然資源を生かし、それぞれの施設でより工夫した自然体験事業を充実させる。
- ・県内の市町村青少年教育施設と連携を図り、各施設の特性を生かした教育を実施する。
- ・長期宿泊体験モデルプログラムの開発、充実を図る。
- ・施設ボランティア養成プログラムの充実を図る。

② 現代的な課題に対応できる施設

- ・学校教育と連携できる体制を整備する。
- ・現代的課題を的確に捉え、迅速に対応できる体制を整備する。
- ・幅広い年齢層や地域の人々と交流できるプログラムの充実を図る。
- ・防災拠点として、災害時に継続的に利用できるよう、防災教育にも積極的に取り組んでいく。

③ 多様な利用者及び利用形態にも対応できる施設

- ・多様な利用者の規模やニーズに対応できる体験活動プログラムの充実を図る。
- ・利用者アンケートの分析結果を明確にし、利用者のニーズを生かした施設運営を行う。

④ 家庭教育の支援にも繋がる施設

- ・親子がふれあう自然体験活動・創作活動や、地域の高齢者などとの世代間の交流を通じた幅広い人間関係の構築により、子どもが、豊かな心、他人に対する思いやりや自立心・自制心、社会的なマナーなどを身に付けることが可能となるように支援する。
- ・家庭教育に繋がる活動プログラムを作成し、親や地域の人々が学習や体験を通じ理解を深められる場や機会を提供する。

○県立青少年教育施設の今後の方向性

県立青少年教育施設の今後の方向性の基本方針として、①自然豊かな環境を生かした青少年教育に資する施設、②現代的な課題に対応できる施設、③多様な利用者及び利用形態にも対応できる施設、④家庭教育の支援にも繋がる施設の4点を挙げ、このことを実現するためにこれから千葉県が具体的に取り組んでいくこととして、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 千葉県の恵まれた自然環境と触れ合える魅力ある体験の場を提供できること(2) 青少年が団体で利用しやすい宿泊機能が充実していること(3) 青少年の同世代・異世代の様々な交流を通じ、次世代育成が図られること |
|---|

以上の3点に着目し、自然環境を活用した魅力ある体験の場の提供を目的とした施設として青少年教育の充実に努めていく必要がある。

そのためには、社会性や豊かな心の育成等の道徳性を高める実践的人間教育、健やかな体を育む等の生きる力の基本となる健康・体力づくり、子どもや若者の社会参加の促進、郷土の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進等の青少年教育施設の機能を益々充実していくことが大切である。

そこで、更なる発展を目指し、指定管理者制度を導入している場合は、民間業者ならではの自然環境を活用した魅力的なプログラムを開発し、その施設でなければできないような地域の特色を生かした運営により、充実した魅力ある自然体験活動プログラムを提供する必要がある。

4 千葉県立青少年教育施設ボランティア登録制度の仕組み

(1) 共通カリキュラム

【ボランティア養成共通カリキュラム】

科目	主な目標	研修の内容	時間
青少年教育	今日の青少年教育の課題や発達段階に応じた体験活動の必要性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育の必要性 ・青少年の課題とその要因 ・青少年の課題への対応(体験活動の必要性) 	1
ボランティア活動の意義	ボランティア活動の意義について理解するとともに、ボランティア活動における心構えや基礎的な知識・技術等を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の意義 ・参加者理解の必要性と対応方法 ・各年齢期の特徴 ・参加者への配慮事項 	1
千葉県立青少年教育施設の現状と今後の取組	千葉県立青少年教育施設の現状と今後の取組について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県立青少年教育施設の現状 ・千葉県立青少年教育施設の課題 ・千葉県立青少年教育施設の今後の取組 	1
千葉県立青少年教育施設ボランティア登録制度の仕組み	千葉県立青少年教育施設ボランティア登録制度の仕組みについて理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・共通カリキュラム ・制度の概要と登録方法 ・ボランティア登録証 	1
ボランティア活動の技術	各施設の特性に応じた体験活動に対応するための知識・技術等を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動(各施設の特徴ある)の体験 ・体験活動(各施設の特徴ある)の基本的な知識・技術等 ・体験活動(各施設の特徴ある)のボランティアとしての対応 	2
安全管理	応急手当など救命救急に必要な知識・技術等を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な安全管理 ・応急手当など救命救急に必要な知識・技術 ・普通救命講習Ⅰの受講による必要な知識・技術の習得 	4
合 計			10

- ・ボランティア登録を申請する前に必ず「共通カリキュラム」を受講すること。
- ・すでに登録している方も、継続して活動を行う場合は、登録を行った日の属する年度から2年後の年度末までに共通カリキュラムを再度受講すること。
- ・「共通カリキュラム」は同一年度に全て受講しなくても構わない。
(複数年に渡って受講することができる。)

○ボランティア活動の技術

各施設の特性に応じた体験活動に対応するための知識・技術等を学ぶ。

- ① 体験活動（各施設の特徴ある）を体験する。
- ② 体験活動（各施設の特徴ある）の基本的な知識・技術等を理解する。
- ③ 体験活動（各施設の特徴ある）においてボランティアとしての対応について理解する。

○安全管理

応急手当など救命救急に必要な知識・技術等を学ぶ。

- ① 基本的な安全管理について理解する。
- ② 応急手当など救命救急に必要な知識・技術を理解する。
- ③ 普通救命講習Ⅰを受講し、必要な知識・技術を習得する。

ボランティア活動の技術、安全管理に関しては受講する施設の資料などで学ぶこととなる。

(2) 制度の概要と登録の流れ

1 ボランティア登録制度について

本制度のボランティアに登録すると、登録施設だけでなく、全ての千葉県立青少年教育施設（千葉県立手賀の丘青少年自然の家、千葉県立水郷小見川青少年自然の家、千葉県立君津亀山青少年自然の家、千葉県立東金青少年自然の家、千葉県立鴨川青少年自然の家）でボランティア活動を行うことができる。

2 登録方法

- ① 各施設で実施する「ボランティア養成事業」を受講する。
- ② 各施設に「申請書」等の必要な書類を提出する。
- ③ ボランティア登録証を受け取る。

3 登録施設以外の施設で活動をする方法

- ① 各施設や県 HP でボランティア募集を確認し、参加希望の場合は各施設へ連絡する。
- ② 事業実施施設と事業の詳細や準備等について確認し、確定する。
- ③ 活動の初日に、事業実施施設の担当者に登録証を掲示し、活動する。

(3) 登録申請について

- 全ての「共通カリキュラム」を受講した方は、カリキュラムを受講した県立青少年教育施設に以下の登録申請書を提出すること。
- 申請書に顔写真（カラー、3cm×2.4cm選定）を貼付し、別に1枚を提出すること。
（登録者に配布する「登録証」に使用する。）

千葉県立青少年教育施設ボランティア登録申請書

千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長 様

申請日 令和 年 月 日

千葉県立青少年教育施設ボランティアの登録を申請します。

登録番号	※記入しない		生年月日			写 真 (3cm×2.4cm)
ふりがな					性別	
名前						
住所	〒					
最寄り駅	①		②			
電話番号	①		②			
メールアドレス						
所属 (勤務先・部署・学校名・学部・学年等)						
緊急連絡先	名前			電話		
	住所				続柄	
資格等						
健康状態等、伝えておきたい事項						
活動可能な施設	手賀の丘	水郷小見川	君津亀山	東金	鴨川	
※主に活動する施設（登録施設）に◎印、 その他活動可能な施設に○印を記入してください。 (原則、活動場所までの移動は個人でお願いします。)						
上記の者はボランティア養成カリキュラムの受講を修了したことを証明します。	千葉県立〇〇青少年自然の家 所長 印					

御記入いただいた個人情報は、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づき適正に管理し、千葉県立青少年教育施設ボランティアの登録及び活動に関する事務にのみ使用します。

○登録申請時確認事項

- ・申請書裏面の確認事項を確認し、承諾の上、申請すること。
- ・承諾しない項目がある場合は、申請できない。
- ・登録後、禁止事項や確認事項が遵守されない場合は、登録を取り消すことができる。
- ・禁止事項や確認事項は適宜変更や追加、修正する場合がある。

登録申請時確認事項

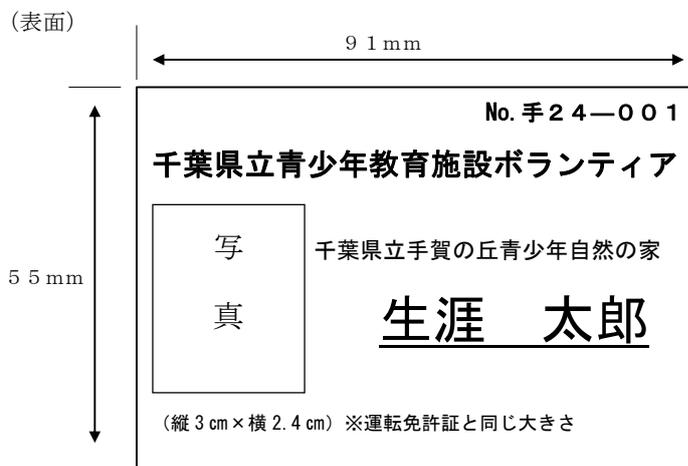
<p>私は、以下の禁止事項及び確認事項を全て理解し、千葉県立青少年教育施設ボランティアに登録し、活動することを承諾します。</p>	<p>承諾（○を記入）</p>
---	-----------------

<p>禁止事項</p>	
<p>1 活動を行う上で知り得た個人情報や施設の情報を漏洩したり、他の活動に利用したりすることは禁止です。</p>	<p>2 活動時のマニュアルや活動の様子等について、電子メールで送信したり、SNS、広報紙等に掲載し、第三者が閲覧できる状態にすることは禁止です。</p>
<p>3 活動に必要な場合を除き、参加者その他関係者に対し、個人情報を聞き出したり、私的なやりとりをすることは禁止です。</p>	<p>4 参加者その他関係者に対し、私物や持ち込んだ食品等を販売したり配布したりすることは禁止です。</p>
<p>5 参加者その他関係者に対し、活動に関係のない勧誘行為をすることは禁止です。</p>	
<p>確認事項</p>	
<p>1 運営マニュアルや参加者名簿に氏名を掲載することがあります。</p>	
<p>2 各事業で撮影した写真や動画を各施設のホームページや広報誌に掲載することがあります。</p>	
<p>3 ボランティア同士のトラブルに関して、千葉県教育委員会及び、各施設(指定管理者)は一切の責任を負いません。</p>	
<p>4 参加者の私物、施設の備品等を故意に破損、汚損させた場合、実費弁償してもらうことがあります。</p>	
<p>5 迷惑行為その他、禁止事項や指示事項に従わない等、やむを得ない事情により、その後のボランティア活動をお断りする場合や、登録を取り消す場合があります。</p>	
<p>6 本ボランティアの登録を取止めた時、また取り消された時は速やかに登録証を返却してください。</p>	
<p>7 以上の他、各県立青少年教育施設職員や千葉県教育庁教育振興部生涯学習課の指示に従って活動してください。</p>	

(4) ボランティア登録証

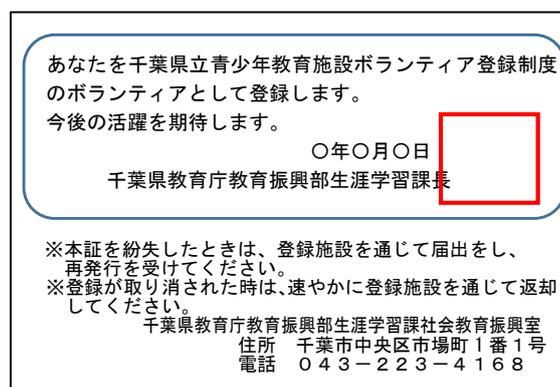
- ・登録証には、以下の登録証を発行する。
- ・活動に参加する際、事業を主催する県立青少年教育施設の担当者に提示し、活動中は身に着けること。
- ・更新した場合も同じ登録証を使用するので大切に保管すること。
- ・個人の都合により登録を中止する場合や、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長により登録を取り消す場合は、速やかに登録証を申請した県立青少年教育施設を通じて返却すること。

千葉県立青少年教育施設ボランティア登録制度 ボランティア登録証



- ・大きさは名刺サイズ
- ・右上の登録証番号は、1文字目を登録した施設の頭文字とし、2、3文字目を西暦の下二桁とし、ハイフン以降を登録年度の登録順とする。
(例：2024年に手賀の丘青少年自然の家で1番目に登録)
- ・記載する施設名称は、登録した施設（所属）とする。
(どの施設で活動しても1人に1枚の交付とする。)

(裏面)



おわりに

変化の著しい現代社会においては、学校教育だけでなく、社会教育の充実も必要とされている。

社会教育では、個人の要望や社会の要請等による学習が、多様な活動形態や活動場所で行われている。教える者と学ぶ者が状況によって交代し、世代や立場を超えた学び合いや支え合いが生まれ、人と関わりながら互いに認め合ったり、思いやったり感謝したりしながら成長していくことが期待できる教育である。

さらに学校、家庭、地域の垣根を超えた領域で学びが進められ、そこで養われる力は、生涯にわたってよりよく生きる源となる。

千葉県ではこのような現代社会情勢に対応するため、社会教育の役割を担う県立青少年教育施設を再構築し、青少年教育の充実に取り組んでいる。

千葉県ボランティア登録制度は、未来の指導者となる皆さんの知識や技能を高め、様々な活動を広げる取組の一環であり、千葉県全体の青少年教育の充実に向けた取り組みである。

皆さんの成長の機会となる千葉県ボランティア登録制度を活用して、明日の千葉県を支えていく力となっていただきたい。

[参考文献・ホームページ等]

参考資料

- ・ 自然体験活動指導者養成講習会テキスト
自然体験活動指導者（リーダー版）（国立青少年教育振興機構）
- ・ 自然体験活動指導者養成講習会テキスト
自然体験活動上級指導者（インストラクター版）（国立青少年教育振興機構）
- ・ 「体験活動」の意義（広島県教育委員会）
- ・ 発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究
～「体験カリキュラム」も構築に向けて～（中間まとめ）（国立青少年教育振興機構）
- ・ 体験活動の教育的意義（文部科学省）
- ・ 体験活動を効果的に行うためのポイント（文部科学省）
- ・ 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（中央教育審議会 H25. 1. 21）
- ・ 学校教育における体験活動の意義
- ・ 生涯学習・社会教育とは（広島県教育委員会）
- ・ 社会教育とは
- ・ 子どもの体験活動を支援する社会教育の在り方
第29期青森県社会教育委員の会議 調査研究報告書（青森県教育委員会）
- ・ 体験活動と学びの過程
- ・ 心豊かな青少年の育成について～多様な学びを通して次代を担う青少年を育むために～
（栃木県教育委員会）
- ・ 学校で自然体験活動をすすめるために 自然体験活動指導者養成講習会テキスト
（国立青少年教育振興機構）
- ・ 「次代を担う自立した青少年の育成に向けて～青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について～」（答申）（中央教育審議会 H19. 1. 30）
- ・ 青少年白書（内閣府 HP）

- ・ ボランティア活動とは？意味や定義、種類・内容などを“わかりやすく”解説
- ・ ボランティア活動の意義とは、どうあるべき？メリットや注意点も解説！
- ・ 法人ボランティアハンドブック (国立青少年教育振興機構)
- ・ ボランティア、ご安全に！ (日本赤十字社)
- ・ わいわい Academy 講座 (手賀の丘青少年自然の家わいわい子ども塾 ボランティア)
- ・ 自然体験ボランティアをする際の注意点 (君津亀山青少年自然の家)
- ・ 県立青少年教育施設の再編構想 (千葉県教育委員会)
- ・ 「ボランティア・コーディネーター」ハンドブック (国立青少年教育振興機構)
- ・ 県立青少年教育施設 新プロジェクト～教育振興計画をうけて～
(福井県【生涯学習・文化財課】)